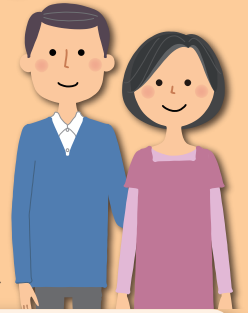


「グループ共済」※1 ※2 「きずな」※3 退職後のお取扱いについて

- ※1 こども特約付団体定期保険【生命保険】、※2 天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】、
※3 年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】、※4 代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】、
※5 医療保険【損害保険】、
※6 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】、
※7 代理請求特約[Y]付疾病入院特約(2001)付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】、
※8 リビングリスク総合補償制度(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型))【損害保険】、
※9 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】、
※10 特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】、
※11 天災補償特約付所得補償保険【損害保険】・精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】、※12 健康づくりサポート



	現職中制度	退職後の取扱い	払込方法	
死亡・高度障害保障	グループ共済(生保部分※1)(損保部分※2)	退職後も75歳まで(注2) 団体扱として継続可能(注4)	月払(現職中と同様) (指定の個人口座より毎月口座引き取り)	
	きずな※3			
傷害保障・医療保障	総合医療サポート(生保部分※4)(損保部分※5)	退職後も75歳まで(注2) 団体扱として継続可能(注5)、(注6) (「グループ共済」または「きずな」の加入が条件)		
	重病克服支援制度※6			
	医療プラン※7			
	リビングリスク総合補償制度※8	退職後も70歳まで(注3) 団体扱として継続可能 (「グループ共済」または「きずな」の加入が条件)		
	医療費給付(先進医療型)※9(注1)			
その他	就業不能サポート制度※10	在職中のみの取扱いとなります		
	所得補償制度(所得補償保険部分・団体長期障害所得補償保険部分)※11			
	健康づくりサポート※12			
	一時払退職者傷害保険(個人扱) ケガによる入院・通院・手術等の補償	保険期間10年間 (退職時に加入できます)	一時払 (退職時に10年間分の保険料を払込)	

※「グループ共済」は、こども特約付団体定期保険と普通傷害保険をセットにしたものです。こども特約付団体定期保険と普通傷害保険ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。「総合医療サポート」は、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険(生保部分)と医療保険(損保部分)をセットしたものです。代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険(生保部分)と医療保険(損保部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

- (注1) 対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関する注意」をご確認ください。
(注2) 継続最高(可能)保険年齢：75歳・満了時保険年齢：76歳
(注3) 継続最高(可能)保険年齢：70歳・満了時保険年齢：71歳
(注4) 「グループ共済(生保部分)」および「きずな」の団体扱による継続満了後は、個人扱にて「リレー定期(80歳満了)」に加入いただけます。(継続最高(可能)保険年齢：79歳・満了時保険年齢：80歳)

(注5) 「総合医療サポート制度(生保部分)」の団体扱による継続満了後は、個人扱にて「退職後総合医療サポート(80歳満了)」に加入いただけます。

(注6) 「重病克服支援制度」の団体扱による継続満了後は、個人扱にて「退職後重病克服支援制度(80歳満了)」に加入いただけます。(継続最高(可能)保険年齢：79歳・満了時保険年齢：80歳)

※グループ共済、きずな、リビングリスク総合補償制度、総合医療サポート、医療プラン、医療費給付(先進医療型)、重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※リレー定期、退職後総合医療サポート、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※リレー定期、退職後総合医療サポート、退職後重病克服支援制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後の特徴 ・ 一時払退職者傷害保険 については裏面をご確認ください。

「グループ共済」「きずな」退職後の特徴について

早期退職をお考えの方は、学校生協まで資料をご請求ください。お届けした資料の中の必要書類をご記入のうえ、提出期限までにご提出ください。

1. 在職中と同様に、団体扱によるお手頃な掛金で継続が可能です。
(「グループ共済」「きずな」にご加入されている方で学校生協組合員を継続される方が対象)
2. 在職中と同様1月1日を保障開始とした1年更新の制度です。
3. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
(配当金の還付口座は現職中にご登録の口座となります)

※グループ共済(損保部分)・総合医療サポート、医療プラン、所得補償制度、リビングリスク総合補償制度、医療費給付(先進医療型)、重病克服支援制度には、配当金はありません。

4. 掛金は「口座振替依頼書」にてご指定の個人口座より毎月引き落としとなります。

※残高不足等で掛金の口座振替ができなかった場合は、次月に2ヵ月分の掛金を口座振替いたします。振替不能の場合は、脱退処理いたします。

一時払退職者傷害保険(個人扱)のお申込みについて

2025年
1月31日
(金)まで

加入者

『意思確認用紙』にご記入のうえ、引受保険会社へご提出ください

引受保険会社

申込書類をご自宅へお届けします

代理店から『申込書』、『約款』等を送付いたします。(代理店:明治安田ライフプランセンター株式会社)

2025年
3月7日
(金)

加入者

『申込書』にご記入のうえ、引受保険会社へご提出ください

『申込書』にもれなく記入・押印のうえ、「返信用封筒(切手不要)」にてご返送ください。
申込書到着後、代理店から一時払保険料の『振込依頼書』をご自宅へ送付いたします。

2025年
3月24日
(月)

加入者

『払込依頼書』にて保険料をお振込ください

引受保険会社

ご自宅へ『保険証券』を送付いたします

2025年
4月1日
(火)

加入者

責任開始期(加入日)

ご注意

※上記日程は、2025年3月末退職者の通常スケジュールです。

※2025年3月末退職以外の方は、あらかじめご退職2～3ヵ月前までに学校生協にお知らせください。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

鹿児島県学校生活協同組合

【お問い合わせ先】引受保険会社：明治安田生命保険相互会社 南九州公法人営業推進部

〒860-0845 熊本市中央区上通町1-26 aune KUMAMOTO 5階

フリーダイヤル：0120-25-7754(土日・祝日を除く9:00～17:00)

MY-A-24-LF-008906

MYG-A-24-LF-822

MYLP-チ-24-健サ-033